

## 不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・環境課

法令の番号	平成14年佐賀県条例48号
根拠条項	第84条第2項

処分基準	<p>(1) 処分を行う場合</p> <p>屋外においてサーチライト、レーザー等の投光器を以下の場合を除き、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用している場合に、処分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令に基づき使用する場合</li> <li>・ 教育、試験研究又は学術研究のために使用する場合</li> <li>・ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為のために使用する場合</li> <li>・ 祭典等の催事の際に、直ちに撤去又は移動できる施設により一時的に使用する場合（営利を目的として誘客又は宣伝のためを行うものを除く。）</li> </ul>	
	<p>(2) 処分の内容、程度</p> <p>違反状態での投光器の使用の停止を命ずる。</p>	

対応区分	1 弁明の機会の付与 2 聴聞の実施	処理機関	県民環境部 有明海再生・環境課	交付機関	県民環境部 有明海再生・環境課		目次 NO
------	-----------------------	------	--------------------	------	--------------------	--	----------